

## 平成29年度定期監査（前期：一般会計・特別会計）

### 1 監査の概要

#### (1) 監査の種別

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した平成29年度定期監査（前期）

#### (2) 監査の対象

平成28年度における財務に関する事務の執行

#### (3) 監査の実施

155機関について、平成29年4月から同年9月まで実施した。

| 区 分    | 本 庁<br>(課室, 本部, 事<br>務局等) | 出 先 機 関<br>(地域振興局・支庁,<br>試験研究機関, 県立<br>学校, 警察署等) | 計   |
|--------|---------------------------|--|-----|
| 知事部局   | 70                        | 46   | 116 |
| 教育委員会  | 9                         | 15   | 24  |
| 公安委員会  | 1                         | 4  | 5   |
| 各種委員会等 | 8                         | 2  | 10  |
| 合 計    | 88                        | 67   | 155 |

#### (4) 監査の主眼及び重点監査事項等

監査に当たっては、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、収入事務では収入未済を重点監査事項、支出事務では需用費並びに負担金、補助及び交付金を重点監査科目として定め、厳正な監査を実施するとともに、併せて支出事務については、需用費及び報償費について、債権者（支払いの相手方）に対する外部確認調査を行い、支出に係る会計処理の適正な執行を図るため監査の充実に努めた。

### 2 監査の結果

#### (1) 結果の概要

監査を実施した155機関の財務に関する事務の執行について、108機関においては、指摘事項及び文書注意事項に該当するものはなく、おおむね適正に行われていると認められたが、その他の47機関においては、指摘事項はなかったものの次のとおり是正又は改善を要する60件の文書注意事項があった。

今後とも事務事業の執行に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、適正かつ効率的に行う必要がある。

指 摘 事 項 (法令, 規則等に違反するもの又は著しく妥当性を欠く事実があると認められるもの)

該当なし

文書注意事項 (指摘事項に至らない事項で、更なる的確な事務の執行等を促す必要があると認められるもの)

60件 (知事部局 53件, 教育委員会 4件, 公安委員会 3件)

#### (2) 監査結果の報告及び公表並びに講じた措置の通知

| 区 分   | 監 査 結 果        | 措 置 の 通 知                    |
|-------|----------------|------------------------------|
| 知事部局  | 報告：平成29年10月6日  | 報告：平成30年3月9日 公表：平成30年3月27日   |
| 教育委員会 | 公表：平成29年10月10日 | 報告：平成29年11月21日 公表：平成30年1月12日 |
| 公安委員会 |                | 報告：平成29年12月14日 公表：平成30年1月12日 |

(3) 監査の結果

[知事部局]  
文書注意事項

| 機 関 名           | 事 項 の 内 容  | 講 じ た 措 置 の 内 容   |
|-----------------|--|---|
| 本庁              |  |   |
| 総務部市町村課         | パソコンの物品事故により、損害が発生している。                            | 1 再発防止の対策<br>物品の適正な使用、管理について、細心の注意を払うよう、課内の職員全員に周知を行うとともに、職場研修等で注意を喚起した。  |
| 総務部税務課          | 県税の収入未済額は、県全体で前年度より減少（収入歩合は改善）しているが、依然として多額となっている。 | 1 未収債権の解消と新規発生の抑制<br>総務部長を本部長とし、各地域振興局・支庁の総務企画部長等からなる県税滞納縮減特別対策本部会議で決定した徴収対策に基づき、各地域振興局・支庁と一体となって、未収債権の解消及び新規発生の抑制を図るための各種施策を実施することにより、収入未済額の一層の縮減に取り組むこととした。<br>2 納税意識の高揚促進<br>各種の広報媒体を活用し、自主納付・納期内納付の促進等を図った。<br>3 滞納の未然防止<br>コンビニ・クレジット納付等の促進により、納税者の利便性向上を目的に納税環境を整備したほか、個人住民税については、市町村と連携し、特別徴収の適正実施に向けた取組を推進するなど、滞納の未然防止に努めた。<br>4 徴収体制の強化<br>個人住民税について、鹿児島市を対象に、引き続き、県税徴収対策官5名を集中配置（鹿児島市駐在）したほか、熊毛、大島地区については、特別滞納整理班と市町村との相互併任制度により、市町村と連携した徴収対策に取り組んだ。<br>5 徴収強化対策の実施<br>自動車税について、「自動車税納税お知らせセンター」による電話での納税案内や、「県下一斉給与差押え徴収強化期間」を設け、給与等の差押えを計画的に実施するなど、時機を失することなく徴収対策に取り組んだ。<br>6 高額滞納者等への対応<br>県税の高額事案や倒産事案、その他徴収困難な事案については、鹿児島地域振興局の県税徴収対策官による搜索等の適正な滞納処分を実施した。 |
| PR・観光戦略部かごしまPR課 | 全額前金払いを行った委託料について、履行確認時の会計管理者への合議が行われていない。         | 1 事後処理等<br>注意のあった1契約については、速やかに会計管理者への合議を行うとともに、他に未処理の契約がないか確認を行った。  |

| 機 関 名      | 事 項 の 内 容  | 講 じ た 措 置 の 内 容   |
|------------|--|---|
|            |  | 2 再発防止の対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 課内職員に適正な会計事務処理について周知するとともに、チェック体制の強化を図った。</li> <li>・ 平成29年度定期監査（前期）の結果について、部内各課に説明の上、適正な執行に努めるよう注意喚起した。</li> </ul>   |
| 環境林務部環境林務課 | 林業・木材産業改善資金貸付金償還金の収入未済額は、前年度より増加（収入歩合は低下）し、多額となっている。         | 1 延滞債権回収対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 償還のない債務者及び連帯保証人への電話や面談等による督促を行った。</li> <li>・ 分割償還している債務者、連帯保証人への増額要請、状況調査を行った。</li> <li>・ 不定期償還者への定期償還要請、状況調査を行った。</li> <li>・ 住所不明者の住所調査を行った。</li> <li>・ 担保物件状況調査を行った。</li> </ul> 2 新規延滞発生防止策等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域振興局や森林組合等と連携しながら、確認調査を実施し、経営状況の現状把握等を行った。</li> <li>・ 今年度定期償還分について、支払期日前に電話連絡等を行い、期限内の納入を促した。</li> </ul> |
| 保健福祉部社会福祉課 | 生活保護費返還金の収入未済額は、県全体で前年度より増加（収入歩合は低下）し、多額となっている。              | 1 文書による関係機関への未収債権対策の周知徹底 <p>「生活保護費返還金に係る収入未済額の解消について」（平成29年4月4日付け保健福祉部長通知）により周知徹底を図った。</p> 2 未収債権の解消 <p>「保健福祉部未収債権回収ローラー作戦（実施期間：平成29年11月1日～平成30年2月28日）」において、本庁・出先機関の職員により組織的・集中的に債務者宅を訪問し、口座振替収納の促進や未収発生初期段階での償還督促、債務者の状況に応じた償還計画書の作成や分割納入の指導等を行い、未収債権の解消に努めた。</p> 3 各種会議等を通じた未収債権対策の強化 <p>地域振興局・支庁の地域保健福祉課等に対し、各種会議等で未収債権の発生防止と解消に努めるよう要請を行った。</p>   |
| 保健福祉部障害福祉課 | 障害者自立支援基盤整備事業補助金返還金の収入未済額は、前年度と同額（収入歩合は同率）であり、依然として多額となっている。 | 1 債権回収対策 <p>当該NPO法人については、平成28年3月31日付けで法人設立認証が取り消され、平成28年4月7日付けで清算法人へ移行した。法人の資産と債務の状況を確認したところ、債務が超過状況であると推察され、法人の不動産について他優先</p>  |

| 機 関 名        | 事 項 の 内 容  | 講 じ た 措 置 の 内 容   |
|--------------|--|---|
|              |  | <p>債権者が差押えを実行している。</p> <p>平成29年8月に他の債権者が当該法人の不動産競売の申立てを行ったことから、顧問弁護士に相談し、同月21日に鹿児島地方裁判所に対し、配当要求を行い債権回収に努めている。</p>   |
| 保健福祉部子ども福祉課  | <p>補助金の支出負担行為が遅延しているものがある。</p> <p>母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の収入未済額は、県全体で前年度より減少（収入歩合は改善）しているが、依然として多額となっている。</p> | <p>1 再発防止の対策</p> <p>複数の職員で業務の進捗状況等を確認するなど、事務の遅滞がないよう業務管理の徹底を図ることとした。</p> <p>1 債権回収対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>口座振替収納の促進や未収発生初期段階での償還督促、債務者の状況に応じた償還計画書の作成や分割納入の指導、貸付決定時における償還への意識高揚の徹底、連帯借受人である子どもへの指導等を行い、未収債権の解消に努めている。</li> <li>「平成29年度定期監査の結果に関する報告における改善等の措置について」（平成29年10月11日付け子ども福祉課長通知）により周知徹底を図った。（文書による周知徹底）</li> <li>「保健福祉部未収債権回収ローラー作戦（実施期間：平成29年11月1日～平成30年2月28日）」において、本庁・出先機関の職員により組織的・集中的に債務者宅を訪問し、指導等を行い、未収債権の解消に努めている。</li> </ul> |
| 商工労働水産部商工政策課 | <p>行政代執行に係る弁償金の収入未済額は、前年度と同額であり、依然として多額となっている。</p>   | <p>1 債権回収対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法務局において、法人登記調査を行い法人の存在を確認するとともに、金融機関及び生命保険会社に対する債務者に係る財産調査を行っている。</li> <li>債務者である法人の社長と面談を行い、債務についての確認を行うとともに弁償金の納入について督促を行った。</li> </ul>  |
| 商工労働水産部経営金融課 | <p>中小企業支援資金貸付金償還金の収入未済額は、前年度より減少（収入歩合は改善）しているが、依然として多額となっている。</p>                                      | <p>1 債権管理体制の整備</p> <p>「債権管理マニュアル」に基づき、債権を「正常債権A」から「回収不能債権F」までの7区分に分類し、これに対応した具体的な債権管理の方針を定めて債権の管理、回収に努めた。</p> <p>2 具体的な未収債権対策</p> <p>主債務者等に対する徹底した償還督促や抵当不動産に係る債権差押えを実施した。</p>  |
| 農政部農政課       | <p>平成27年度に支払うべき報償費を、平成28年度に支払っているものがある。</p>  | <p>1 事後処理等</p> <p>執行管理簿の内容と執行済額の内容について、再度確認を行った。</p> <p>2 再発防止の対策</p>   |

| 機 関 名    | 事 項 の 内 容  | 講 じ た 措 置 の 内 容  |
|----------|--|--|
|          |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 執行状況について、随時、複数の職員で確認をすることとした。</li> <li>・ 報償費の執行伺い及び支給内訳書に支払日を記入し、確実に支払いが行われたかのチェックを行うこととした。</li> </ul>  |
| 農政部農村振興課 | 旅行命令等に関係（確認書等）する書類（ファイル）を紛失している。                           | <p>1 再発防止の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文書の管理を行う職員（庶務担当）以外の職員が閲覧等を行う場合は、無断で借用せず、必ず、庶務担当に声かけするよう職員に周知した。</li> <li>・ ファイル等の文書を廃棄する場合は、必ず、複数の職員で確認するよう課内会議で注意を喚起した。</li> <li>・ 文書が所定の位置にあるか定期的に確認することとした。</li> </ul>  |
| 農政部農業経済課 | 農業改良資金貸付金償還金の収入未済額は、前年度より減少（収入歩合は低下）しているが、依然として多額となっている。   | <p>1 未収債権の解消及び発生の未然防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 借受者が資金導入に際して策定した経営改善計画が達成できるよう、地域振興局・支庁及び農協が連携して、必要に応じ経営指導を行い、延滞発生の未然防止に努めることとした。</li> <li>・ 延滞者には、文書督促や電話督促のほか、関係機関と連携し必要に応じて面談を実施することとした。また、資産調査等も実施し、法的措置をとるなど延滞解消に取り組むこととした。</li> </ul>                           |
| 土木部監理課   | 損害賠償請求に伴う契約違約金の収入未済額は、前年度より減少（収入歩合は低下）しているが、依然として多額となっている。 | <p>1 債権回収対策</p> <p>債権管理マニュアルに基づき、債務者に対し、文書、電話、訪問等による督促を行うなど、未収債権の解消に努めた。</p>   |
| 土木部砂防課   | 行政代執行に係る弁償金の収入未済額は、前年度より増加（収入歩合は改善）し、多額となっている。             | <p>1 債権回収対策</p> <p>今後も鹿児島地域振興局と一体となって、継続的に財産調査や不動産の差押え等を行い、未収債権の回収を図ることとした。</p>  |
| 土木部建築課   | 県営住宅使用料の収入未済額は、県全体で前年度より減少（収入歩合は改善）しているが、依然として多額となっている。    | <p>1 未収債権の解消及び発生 of 未然防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現年度・過年度それぞれに「目標徴収率」を設定し、目標達成に努めることとした。</li> <li>・ 通常の督促に加えて、8月、12月、年度末（出納閉鎖期間を含む。）を滞納整理強化月間と位置づけ、集中的に夜間督促を実施することとした。</li> <li>・ 毎月、所属別徴収実績を地域振興局等に通知し、徴収状況の進行管理の徹底を図ることとした。</li> <li>・ 連帯保証人に対する入居時の説明を</li> </ul> |

| 機 関 名           | 事 項 の 内 容                                      | 講 じ た 措 置 の 内 容   |
|-----------------|--|---|
|                 |  | <p>徹底するとともに、3か月以上滞納している入居者からの納付が見込まれないと判断される場合には、連帯保証人に対し、債務保証の履行請求を行うよう、担当者会議において各地域振興局等へ周知した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>退去滞納者については、現状を把握のうえ、債権分類を行い適正な債権管理に努めるとともに、分類に応じた督促等を実施するよう、担当者会議において各地域振興局等へ周知した。</li> <li>回収困難な退去者に係る滞納家賃回収業務を弁護士法人に委託し、さらなる未収債権の圧縮を図ることとした。</li> <li>今回の定期監査の結果を受けて、各地域振興局等に対して、収入未済額の解消に、より一層取り組むよう通知した。</li> </ul>  |
| 地域振興局・支庁        |  |   |
| 鹿児島地域振興局総務企画部   | 県税の収入未済額は、前年度より減少（収入歩合は改善）しているが、依然として多額となっている。 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 県税滞納縮減対策本部会議の開催<br/>総務部長を本部長、各地域振興局及び支庁の総務企画部長等を本部員とする「県税滞納縮減特別対策本部会議」を開催し、各地域振興局等における前年度の滞納整理実施状況に対する意見交換、本年度における滞納縮減目標額の設定や縮減特別対策の方針などを決定し、「県下一斉給与差押え徴収強化期間」による給与等の計画的な差押えなど、滞納縮減特別対策を着実に実施した。</li> <li>2 業務執行体制の強化<br/>事務処理マニュアル等の活用により、適正かつ効率的な事務処理を図るとともに、県税事務執行状況調査の実施により、業務に係る専門的調査や業務改善に向けた指導助言を充実し、業務執行体制の強化に努めた。</li> <li>3 徴税吏員の資質向上<br/>徴税吏員が行うべき財産調査、滞納処分の手法について、具体的かつ実効性のある滞納整理が行えるよう関係機関との連絡・調整や情報提供を行ったほか、税務課主催の職員研修を充実・強化するとともに、全国地方税務協議会の徴収事務特別研修や自治大学校（税務専門課程）の徴収事務コースなどの専門的な研修を職員に受講させるなど、徴収担当の徴税吏員の資質向上に努めた。</li> </ol> |
| 南薩地域振興局総務企画部    | 県税の収入未済額は、前年度より減少（収入歩合は改善）しているが、依然として多額となっている。 |   |
| 北薩地域振興局総務企画部    | 県税の収入未済額は、前年度より減少（収入歩合は改善）しているが、依然として多額となっている。 |   |
| 始良・伊佐地域振興局総務企画部 | 県税の収入未済額は、前年度より減少（収入歩合は改善）しているが、依然として多額となっている。 |   |
| 大隅地域振興局総務企画部    | 県税の収入未済額は、前年度より減少（収入歩合は改善）しているが、依然として多額となっている。 |   |
| 大島支庁総務企画部       | 県税の収入未済額は、前年度より減少（収入歩合は改善）しているが、依然として多額となっている。 |   |
| 鹿児島地域振興局保健福祉    | 児童福祉費負担金の収入未済額は、前年度より                          |   |

| 機 関 名             | 事 項 の 内 容  | 講 じ た 措 置 の 内 容   |
|-------------------|--|---|
| 環境部               | 増加（収入歩合は改善）し、多額となっている。                                       | <p>「平成29年度定期監査の結果に関する報告における改善等の措置について」（平成29年10月27日付け子ども福祉課長通知）及び「生活保護費返還金に係る収入未済額の解消について」（平成29年4月4日付け保健福祉部長通知）により周知徹底を図った。</p> <p>2 未収債権の解消<br/>「保健福祉部未収債権回収ローラー作戦（実施期間：平成29年11月1日～平成30年2月28日）」において、本庁・出先機関の職員により組織的・集中的に債務者宅を訪問し、口座振替収納の促進や未収発生初期段階での償還督促、債務者の状況に応じた償還計画書の作成や分割納入の指導等を行い、未収債権の解消に努めた。</p> <p>3 各種会議等を通じた未収債権対策の強化<br/>地域振興局・支庁の地域保健福祉課等に対し、各種会議等で未収債権の発生防止と解消に努めるよう要請を行った。</p> |
| 始良・伊佐地域振興局保健福祉環境部 | 生活保護費返還金の収入未済額は、前年度より減少（収入歩合は低下）しているが、依然として多額となっている。         |   |
| 大隅地域振興局保健福祉環境部    | 生活保護費返還金の収入未済額は、前年度より増加（収入歩合は低下）し、多額となっている。                  |   |
| 大島支庁保健福祉環境部       | 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の収入未済額は、前年度より減少（収入歩合は低下）しているが、依然として多額となっている。 |   |
| 南薩地域振興局農林水産部      | 設計書の積算誤りにより、入札を中止し、入札のやり直しを行っているものが複数ある。                     | <p>1 再発防止の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入札事務誤りの再発防止対策として、平成29年7月から8月にかけて各地域振興局、各支庁及び各事務所ごとに発生事例の共有化や積算技術の向上を図るための「農業土木工事技術研修会」を開催した。<br/>また、工事事務担当者に対しても、工事事務支援システム等操作研修等で入札事務誤りの再発防止について注意喚起を行った。</li> <li>出先担当課長会議等において、入札誤り事例等を説明し、入札事務誤りの未然防止に向けたチェック体制及び積算等の適正な精査の徹底を指導した。</li> </ul>  |
| 始良・伊佐地域振興局農林産部    | 設計書の積算誤りにより、入札を中止し、入札のやり直しを行っているものが複数ある。                     |   |
| 熊毛支庁農林水産部         | 設計書等の記載誤りにより、入札を中止し、入札のやり直しを行っているものが複数ある。                    |   |
| 大島支庁沖永良部事務所       | 設計書の積算誤りにより、落札決定を取り消し、入札のやり直しを行っているものがある。                    |   |
|                   | 設計書の積算誤り等により、入札を中止し、入札のやり直しを行っているものが複数ある。                    |   |
| 鹿児島地域振興局建設部       | 設計書の記載誤りにより、落札決定を取り消し、入札のやり直しを行っているものがある。                    |   |
| 南薩地域振興局建設部        | 設計書の積算誤り等により、入札を中止し、入札のやり直しを行っているものが複数ある。                    |   |
| 北薩地域振興            | 設計書の記載誤りによ   | <p>1 再発防止対策の周知，徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域振興局建設部長等会議等において、積算誤りの防止を図るなど適切な事務処理の徹底を要請した。</li> <li>設計書作成事務チェックリストに基づく確認，精査の徹底を図った。</li> </ul> <p>2 担当職員研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職員の業務遂行能力の向上と入札契約事務の適正な執行を図るため，工事</li> </ul>  |

| 機 関 名                 | 事 項 の 内 容  | 講 じ た 措 置 の 内 容   |
|-----------------------|--|---|
| 局建設部                  | り、落札決定を取り消し、入札のやり直しを行っているものがある。                            | 事務担当職員初任者研修、工事事務担当職員一般研修及び設計・積算技術講習会を実施した。  |
| 北薩地域振興局建設部甌島支所        | 設計書の積算誤りにより、設計額が過小となっているものがある。                             | 3 積算誤り事例集（第4版）の作成・配布  |
| 大隅地域振興局建設部河川港湾課志布志市駐在 | 設計書の積算誤りにより、落札決定を取り消し、入札のやり直しを行っているものがある。                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>類似の誤り防止を目的に作成した「積算誤り事例集」を改定し、情報の共有化を図った。</li> </ul>  |
| 大島支庁建設部               | 設計書の積算誤り等により、入札を中止し、入札のやり直しを行っているものが複数ある。<br>設計書等の記載誤りがある。 |   |
| 南薩地域振興局建設部            | 県営住宅使用料の収入未済額は、前年度より減少（収入歩合は低下）しているが、依然として多額となっている。        | 1 文書等による関係機関への未収債権対策の周知徹底<br>地域振興局等に対しては、次の通知等により、収入未済額の解消に努めるよう指導し、また、今回の定期監査の結果を受け、収入未済額の解消に一層取り組むよう通知した。   |
| 大隅地域振興局建設部            | 県営住宅使用料の収入未済額は、前年度より減少（収入歩合は低下）しているが、依然として多額となっている。        | <ul style="list-style-type: none"> <li>現年度・過年度の所属別目標徴収率を設定し、通知</li> <li>徴収状況の進行管理を徹底するため、毎月、所属別徴収実績を通知</li> <li>連帯保証人及び退去滞納者に対する今後の取組について担当者会議で指導</li> </ul>  |
| 大島支庁建設部               | 県営住宅使用料の収入未済額は、前年度より増加（収入歩合は同率）し、多額となっている。                 | 2 未収債権の解消及び発生の未然防止対策<br><ul style="list-style-type: none"> <li>通常の督促に加えて、8月、12月、年度末（出納閉鎖期間を含む。）を滞納整理強化月間と位置づけ、集中的な夜間督促を実施</li> <li>入居時における連帯保証人への説明の徹底</li> <li>3か月以上滞納している入居者の連帯保証人への債務保証の履行請求の徹底</li> <li>退去滞納者の現状を把握した上での適正な債権分類の実施</li> <li>債権分類に対応した督促の徹底</li> </ul> |
| 鹿児島地域振興局建設部           | 公用車の物品事故により、損害が発生している。                                     | 1 安全運転管理者等研修の実施<br>各所属の安全運転管理者及び担当職員を対象に「安全運転管理者等研修会」を開催し、公用車の安全運転確保及び交通事故防止の徹底を図ることとした。  |
| 北薩地域振興局建設部            | 交通事故により、相手方車両に損害が発生している。                                   | 2 交通法令講習会等への参加の徹底<br>公用車を運転する職員の安全運転及び交通法令講習会の受講の徹底に努めるこ  |



| 機 関 名          | 事 項 の 内 容                                      | 講 じ た 措 置 の 内 容   |
|----------------|--|---|
|                |  | <p>ととした。</p> <p>3 各種会議等における交通事故防止の周知の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主管課補佐会議等あらゆる機会を通じて職員の交通事故防止等について注意喚起を行った。</li> <li>・ 建設部長等会議や建設総務課長等会議で、交通事故及び法令違反の防止の注意喚起を行った。</li> </ul> <p>4 文書による職員への交通事故防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 副知事依命通達及び管財課長通知により、職員の交通事故防止等の一層の注意喚起について周知を図った。</li> <li>・ 「土木行政の円滑な執行について」(土木部長通知)により、交通事故及び法令違反の防止に努めるように周知した。</li> </ul>      |
| 鹿児島地域振興局建設部    | 行政代執行に係る弁償金の収入未済額は、前年度より増加（収入歩合は改善）し、多額となっている。 | <p>1 未収債権の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後も継続的に財産調査を行い、不動産の差押え等を行っていくこととした。</li> <li>・ 債権管理マニュアルに基づき、債務者の資産状況等の必要な調査を行い、収入未済額の解消になお一層努めるよう指導した。</li> </ul>  |
|                | パソコンの物品事故により、損害が発生している。                        | <p>1 再発防止の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 物品の適正管理や不注意による事故防止について、建設部内の全職員に注意喚起を行った。</li> <li>・ 職場研修や毎月の建設部係長等会議において注意喚起を行うこととした。</li> </ul>   |
| 南薩地域振興局建設部     | 台風による工事案内看板飛散に伴う自動車損傷事故等により、一般車両等に損害が発生している。   | <p>1 事後処理等</p> <p>事故状況及び被害者等の把握、看板の撤去のほか、同様な状況の看板がないか調査を行った。</p> <p>2 再発防止の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各地域振興局等に存置する看板の把握及び点検や、不要な看板の撤去を行った。</li> <li>・ 毎年度、台風シーズン前に点検実施を呼びかけるとともに、事業完了時に撤去を確実に行うよう、指導を徹底した。</li> <li>・ 縣市町村都市計画主管課長会議で注意を喚起した。</li> </ul> <p>3 文書による周知徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「土木部が所管・管理している看板等の安全点検の実施について（通知）」により周知徹底を図った。</li> </ul> |
| 北薩地域振興局保健福祉環境部 | 産休等代替職員費補助金について、挙証書類の確認不足により、補助対               | <p>1 事後処理等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助金の取消及び返還の手続きをとった。</li> </ul>  |

| 機 関 名         | 事 項 の 内 容  | 講 じ た 措 置 の 内 容  |
|---------------|--|--|
|               | 象外のものに交付したため、補助金を返還させているものがある。                   | 2 再発防止の対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たにチェック表を作成し、今まで以上に係内でのチェック体制の強化を図った。</li> <li>・ 各地域振興局・支庁の保健福祉環境部に対して、今回の事例を紹介し、再発防止について周知徹底を図った。</li> </ul>   |
| 始良・伊佐地域振興局建設部 | 道路維持補修（防災カルテ管理）委託について、調査地点を追加しているが、変更契約が行われていない。 | 1 再発防止の対策<br>請負者との協議内容については、軽微なものについても、協議簿を作成して記録を残すこととした。<br>また、変更対象となるものは請負者との協議を行い協議簿により協議・指示書を作成の上、決裁後に変更処理を行うこととした。<br>2 文書による周知徹底等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成29年10月17日付けで、各地域振興局建設部等に対し「防災カルテに係る委託事業の適正な執行」について通知し、注意喚起を図った。</li> <li>・ 平成29年10月20日に開催された「第4回土木部業務管理会議・建設部長会議」において、注意喚起の文書を出している旨説明し、改めて周知徹底を図った。</li> </ul>                      |
| 大隅地域振興局建設部    | 指名業者誤りにより、落札決定を取り直し、入札のやり直しを行っているものがある。          | 1 再発防止の対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成29年10月6日開催の河川港湾課入札契約手続運営委員会において、地すべり工事の指名に関し平成28年3月9日付け監理課長通知を委員全員で確認し、改めて委託会社の入札参加制限について周知した。</li> <li>・ 地域振興局建設部長等会議等において、入札事務誤りの防止を図るなど適切な事務処理の徹底を要請した。</li> <li>・ 入札事務チェックリスト及び指名選定等チェックリストに基づく確認の徹底を図った。</li> </ul> 2 担当職員研修の実施<br>職員の業務遂行能力の向上と入札契約事務の適正な執行を図るため、工事事務担当職員初任者研修、工事事務担当職員一般研修及び設計・積算技術講習会を実施した。 |
| 熊毛支庁建設部       | 行政財産使用料の調定が2か月遅延しているものがある。                       | 1 再発防止の対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複数の職員で業務の進捗状況を確認するなどして、業務が担当者任せにならないよう指導するとともに、業務に遅滞がないよう業務管理の徹底を図るよう指導した。</li> <li>・ 職場研修や課内会議等で、業務が繁</li> </ul>   |

| 機 関 名      | 事 項 の 内 容   | 講 じ た 措 置 の 内 容  |
|------------|---|--|
|            |   | <p>雑する時期は、係内で打ち合わせ等を行い、業務の連携を密に図るよう指導した。</p>   |
| 大島支庁建設部    | <p>用地取得について、時点修正の基準日を誤って補償額を算定しているものがある。</p>              | <p>1 再発防止の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成29年10月11日付けで「適正な時点修正に基づく用地取得の徹底について」の文書を全所属に発出し、現在継続中のものも含め、同様の手続き漏れがないか点検するとともに、今後開催予定の研修会の場等を通じて適正な用地事務の徹底に努めるよう再発防止を図った。</li> <li>・ 平成29年10月20日の土木部業務管理会議及び建設部長等連絡調整会議で、事案説明等を行い、再発防止を図るため適正な事務処理の徹底に努めるよう改めて周知した。<br/>なお、用地対策室主催の会議や研修でも注意を促すこととした。</li> </ul> |
| 大島支庁瀬戸内事務所 | <p>行政財産使用料について、調定がなされていないものがある。</p>                       | <p>1 事後処理等<br/>定期監査指摘後、速やかに調定票を作成し、収納した。</p> <p>2 再発防止の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 課内・係内での業務管理体制の見直しを行い、職員がお互いに相談しやすい環境作りに努めるとともに、管理監督者が担当者の業務進捗状況を把握できるよう既存の契約一覧表等を活用し、処理の進捗状況をチェックする体制とした。</li> <li>・ 総務課内会議で注意を喚起した。</li> </ul>   |
| 大島支庁喜界事務所  | <p>補助金の支出負担行為が遅延しているものがある。</p>                            | <p>1 再発防止の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技術担当者と工事事務担当者間で連絡調整を密にするとともに、相互確認を実施することとした。</li> <li>・ 平成29年度第2回技術補佐会議において、補助金等の事務処理について適正に努めるよう注意喚起を行った。</li> </ul>  |
| 県立病院局      |   |  |
| 県立病院課      | <p>医業未収金は、県立病院全体で前年度より減少（収入歩合は改善）しているが、依然として多額となっている。</p> | <p>1 未収債権の解消及び発生の未然防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 診療費の未納により生じた未収債権については、「鹿児島県立病院事業未収金対策要領」に基づき、その解消に努めるとともに、発生原因を分析し、発生防止に引き続き努めている。</li> <li>・ 各病院における取組としては、入院患者に対して診療費の事前通告を行う等、新規発生の未然防止を図るとともに、回収目標額や具体的な電話催告、戸別訪問の実施方法等を定めた「未収</li> </ul>   |

| 機 関 名           | 事 項 の 内 容  | 講 じ た 措 置 の 内 容   |
|-----------------|--|---|
|                 |  | <p>金回収計画」を作成し、その計画に基づき未収金の回収を引き続き行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年度は、支払能力があるにもかかわらず相当期間納付がなされない悪質な未納者4名について、前年度に引き続き、法的措置として、裁判所に対し、支払督促の申立てを行う予定である。</li> <li>事業管理者や各県立病院長等で構成する「経営会議」において、「目標管理システム」により四半期ごとに発生・回収状況の管理を行うなど債権管理の一層の適正化を引き続き図っている。</li> </ul>   |
| 県民健康プラザ鹿屋医療センター | <p>医業未収金は、前年度より減少（収入歩合は同率）しているが、依然として多額となっている。</p> | <p>1 未収債権の解消及び発生の未然防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>これまで未収金対策会議を開催し、訪問徴収を8月に実施した。</li> <li>悪質な未納者に対しては、法的措置（支払督促）を実施することとしている。</li> </ul>  |
| 大島病院            | <p>医業未収金は、前年度より増加（収入歩合は同率）し、多額となっている。</p>          | <p>1 未収債権の解消及び発生の未然防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医事経営事務補助員を2名配置し、電話督促、文書督促、戸別訪問、納入に関する相談等を随時行った。</li> <li>救命救急センターにおいて、夜間・土日、休日に診療費精算を行い、時間外の診療費徴収漏れを防止した。</li> <li>医事会計システムに未収金情報を記載し、患者来院時に委託職員と連携を図り、医事経営事務補助員及び会計係担当職員が相談、督促を行うなど回収に努めた。</li> <li>住所不明者に対しては、住民票調査を実施した上で、判明した住所地へ文書督促、訪問督促を実施するなど回収に努めた。</li> <li>高額未納者、入金の滞っている未納者については、経営課職員、医事経営事務補助員の二人一組で8月と12月に夜間訪問督促を実施した。</li> <li>「限度額認定証」の手続きや、「出産一時金」の直接支払制度の指導を随時行い、自己負担額軽減を図ることにより未収金発生の防止に努めた。</li> <li>外国人や旅行者等から要望が多かった診療費のクレジットカード払いについて平成30年度から実施し、未収金の未然防止に努めることとした。</li> </ul> |

| 機 関 名 | 事 項 の 内 容                   | 講 じ た 措 置 の 内 容   |
|-------|-----------------------------|---|
| 始良病院  | 行政財産使用料の調定が11か月遅延しているものがある。 | 1 再発防止の対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>行政財産使用料等に係る調定事務を適正に行うため、新たに「収入調定簿」及び「定期調定等チェック表」を作成し、複数人によるチェックを行うこととした。</li> <li>また、病院相互間で実施する自主検査や県立病院課が実施する会計指導・検査においても適正な事務処理がなされているかのチェックを行うこととした。</li> </ul> |

[教育委員会]

文書注意事項

| 機 関 名      | 事 項 の 内 容  | 講 じ た 措 置 の 内 容   |
|------------|--|---|
| 教職員課       | 諸収入（一般の退職手当等の返納）について、多額の収入未済がある。                               | 債務者の状況確認や、督促、催告等により、収入未済の解消に努めたが、平成28年度中の納入はなかった。引き続き、債務者の状況確認等を行い未収債権の回収に努める。  |
| 人権同和教育課    | 地域改善対策高等学校等奨学資金返還金の収入未済額は、前年度より減少（収入歩合は改善）しているが、依然として多額となっている。 | 地域改善対策高等学校等奨学資金返還金の収入未済額については、新規発生の未然防止のため、毎月の奨学資金返還納付書送付時に、文書により返還方法等を周知するなど返還意識の高揚に努めるとともに、生活困窮等による納入困難者については、免除制度の周知を図っている。<br>また、未納者に対しては、未納状況を示し返還計画の提出を求める督促状の発送に加え、未納状況を把握するために自宅訪問を行い、個々に応じた細やかな納付指導をするなどして、収入未済額の解消に努めている。<br>今後も奨学生や家族のプライバシーの保護に細心の注意を払いながら、自宅訪問に重点を置き、面会や電話による督促や分割納入等の指導及び免除制度の周知に取り組み、更なる収入未済額の解消に努めたい。 |
| 始良・伊佐教育事務所 | 平成27年度の給料等を、平成28年度に支出・返納しているものがある。                             | 人事・給与の電算報告については、入力前と入力後に事務所内の複数の職員で確認を行うよう、チェック体制の改善を図った。<br>また、学校における過年度支出及び返納については、管理職研修会、事務職員研修会及び教育事務所の事務指導において、複数の検査補助者による実効性のある自主検査の実施  |

| 機 関 名  | 事 項 の 内 容                               | 講 じ た 措 置 の 内 容   |
|--------|---|---|
|        |   | や手当受給者の現況調査の実施等について徹底するよう指導を行った。さらに、各学校事務支援室長と面談を行い、再発防止の注意を促すとともに、各市町教育委員会教育長に対して給与事務の適正な執行について通知した。 |
| 喜界高等学校 | 県立高等学校施設開放について、県の実施要綱に基づく決裁手続きが行われていない。 | 提出された書類の受領・許可書発行の事務処理を適正に行うよう改善を図るとともに、施設利用者に、施設開放実施要綱の内容及び手続きの方法等を丁寧に説明し理解していただいた。                   |

[公安委員会]  
文書注意事項

| 機 関 名  | 事 項 の 内 容   | 講 じ た 措 置 の 内 容  |
|--------|---|--|
| 警察本部   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公用車の物品事故が複数あり、損害が発生している。</li> <li>2 交通事故が複数あり、公用車等に損害が発生している。</li> </ol> | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事故当事者に対する再発防止に向けた実技指導を実施した。</li> <li>2 出発前に安全運転管理者や幹部による指示・指導を徹底している。</li> <li>3 助手席に乗車する職員は、運転者と同様に安全確認を行い、運転者へ声かけを徹底し注意を促している。</li> <li>4 職員を対象とした安全運転競技大会を開催したほか、採用後間もない警察学校初任科生に対する四輪自動車運転訓練を実施している。</li> </ol>   |
| 瀬戸内警察署 | <p>交通事故が複数あり、公用車に損害が発生している。<br/>また、事故報告が遅延しているものがある。</p>  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 朝礼及び各種会議を利用し、事故防止の指示教養を実施した。</li> <li>2 車両感覚の充実や運転技術の向上のための運転訓練を実施するとともに、同乗者の車両誘導技術向上のための訓練を実施した。</li> <li>3 出発前に安全運転管理者や幹部による指示・指導を徹底しているほか、職員相互に安全運転を促す声かけを実施している。</li> <li>4 事故報告については、速やかに定められた手続を執るよう担当者への指導を徹底するとともに、担当幹部に対し管理を徹底して行うよう指導した。</li> </ol> |